

「T-Messe2021 富山県ものづくり総合見本市」における IoT・AI 関連展示の 運營業務委託仕様書

1 趣旨

令和3年10月末に開催される「T-Messe2021 富山県ものづくり総合見本市」(以下「T-Messe2021」という)の会場において、IoT・AIの活用事例を体感できる展示を実施することで、来場者にIoT・AIに関する理解を深めてもらうとともに、実際の製造現場におけるIoT・AIを活用した生産性向上に向けた取組みに対する機運を醸成するもの。

2 委託業務名

「T-Messe2021 富山県ものづくり総合見本市」における IoT・AI 関連展示の運營業務

3 委託業務の期間

契約締結日から令和3年12月31日(金)まで

4 委託業務の内容

以下の内容に基づき、見本市の期間中に会場内に設置されるDXブースにおいて、IoT・AIの理解促進や、企業における導入促進に資する展示の企画・設営等を実施する。

(1) 展示内容企画業務

①企画内容

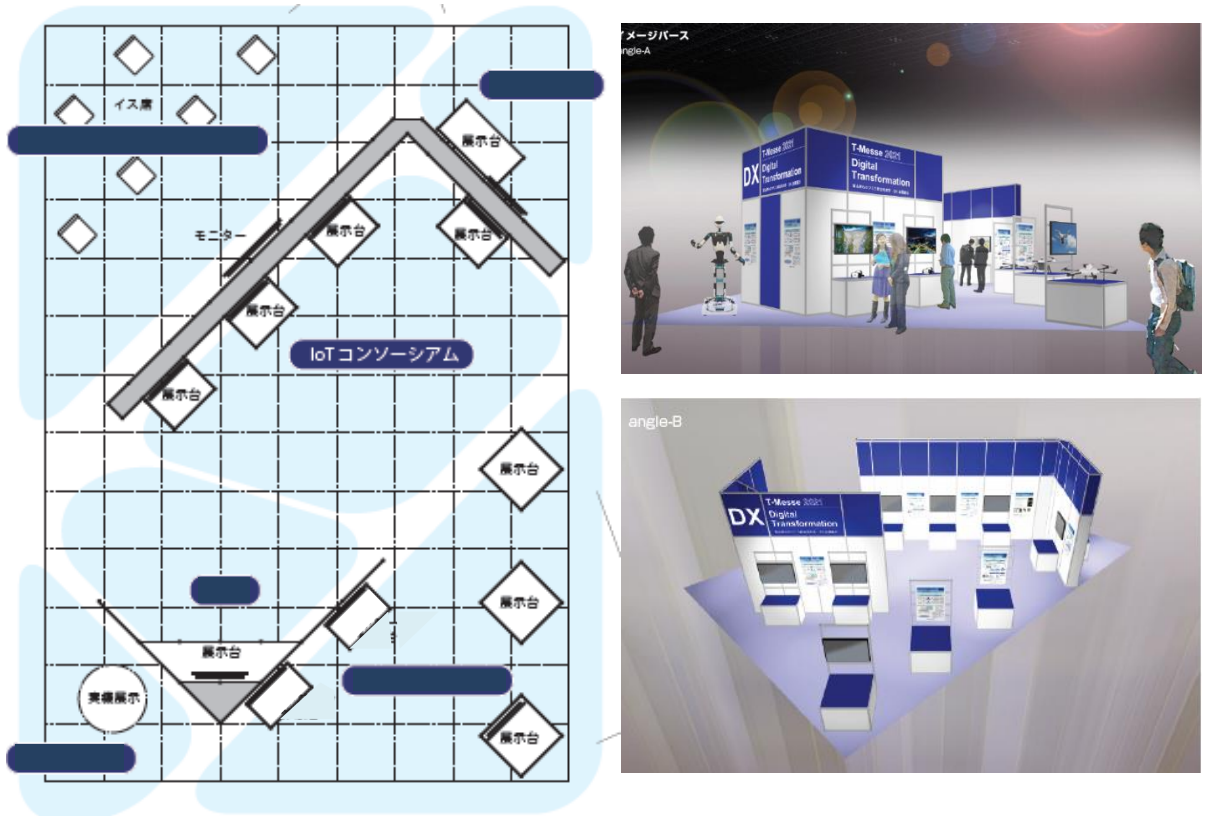
- ・T-Messe2021 会場内のDXブース(富山県IoT推進コンソーシアム用)におけるIoT・AIに関連する展示の企画及び立案を行う。
- ・IoT・AI関連の機器やその利便性等を体感でき、来場者の興味・関心を引く内容とする。
- ・IoT・AI未導入又は導入検討企業のIoT・AI導入が図られることが期待できる内容とする。
- ・特定製品及びサービス等の販売を目的とした内容とならないこと
- ・4つある展示スペースのうち、1つはコンソーシアムの「共有型とやまものづくりIoTプラットフォーム(※)」を紹介する。

※コンソーシアムがIoT未導入又は導入検討企業向けに構築したクラウドサービス。IoTに必要な各種センサ(光センサなど)を貸与し、その効果を把握してもらうことでIoT導入の促進につなげることを目的としている。平成31年に試験運用を開始し、令和2年度から本格運用を始めている。

②展示スペース仕様

- ・ コンソーシアム用スペースは展示台 4 台を含めて 20 m²程度。
- ・ 展示台 (W990×D700×H750) は 4 台
- ・ 展示台の背後にはパネルやモニター等が設置可能な壁面が 4 面
- ・ コンソーシアム用スペースの周囲には、他団体・企業の展示スペースがある。
- ・ 展示にあたって会場の電源を使用する場合は、別途料金が発生する (100V・20A 4.0kw、46,200 円、コンセント 3 穴)。

【展示スペースのイメージ図】



(2) 会場設営・バーチャル展示対応・撤収業務

- ・ 上記(1)で企画・立案した内容に基づき、開催前のブースの設営及び開催後の撤収業務を行うこと
- ・ バーチャル会場での展示も対応すること
- ・ 設営及び撤収に必要な機材等は受託者で手配すること

(3) 各種調整、問い合わせ対応、アンケート実施業務

- ・ 見本市実行委員会事務局等との間で必要な調整を行うこと
- ・ 来場者等からの各種問い合わせ等への対応を行うこと
- ・ 展示内容に興味を示した来場者に対してアンケートを実施すること

(4) 事業報告

- ・ 事業終了後、速やかに事業結果について報告書を県に提出すること。

- 5 想定スケジュール（契約～令和3年12月31日）
- | | |
|------------|--------------------------|
| 8月中 | 企画・展示内容の検討 |
| 9月初旬 | コンソーシアムに検討内容の報告 |
| 9月中旬 | 企画・展示の準備 |
| 10月28日～30日 | T-Messe2021 会場内のDXブースで展示 |
| 12月末 | 事業報告 |

6 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては消毒液の設置、使用後の機器の消毒等、ブース内の感染症対策を徹底すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、T-Messe2021の開催時期や内容の変更又は開催中止となる場合があるので、あらかじめ留意すること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染状況により、T-Messe2021の開催中止が決定した場合、経費負担については、以下のとおりとする。
 - ①コンソーシアムとの契約締結前に開催中止が決定した場合は、いかなる経費もコンソーシアムは負担しない。
 - ②コンソーシアムとの契約締結後に開催中止が決定した場合は、受託者が本企画・展示の実施準備に要した経費についてコンソーシアムが負担する。
- (4) 本業務により取得した個人情報、コンソーシアムに無断で第三者に提供することはできない。
- (5) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (6) 委託業務により新たに生じた著作権については、原則としてコンソーシアムに帰属するものとする。また、成果物はコンソーシアムが二次利用できるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、コンソーシアムと受託者が必要に応じて協議するものとする。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (9) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではない。